

# 令和5年8月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

- 議案第48号 令和6年度から令和9年度使用久喜市立小学  
【継続審議】 校教科用図書の採択について・・・・・・・・・・ 1
- 議案第54号 久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所  
運営委員会条例の一部を改正する条例につい  
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 議案第55号 久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正  
する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 議案第56号 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改  
正する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 議案第57号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用に  
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 議案第58号 鷲宮西中学校区における義務教育学校設立準  
備委員会委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・ 16

# 継続審議

議案第48号

令和6年度から令和9年度使用久喜市立小学校教科用図書の採択について

令和6年度から令和9年度まで久喜市立小学校で使用する教科用図書について、別紙の候補一覧からの採択を求める。

令和5年7月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

別紙

令和6年度から令和9年度使用久喜市立小学校教科用図書採択候補一覧

教科名：国語（国語）

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書	38	光村図書出版（株）	光村
17	教育出版（株）	教出			

教科名：国語（書写）

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書	38	光村図書出版（株）	光村
17	教育出版（株）	教出			

教科名：社会（社会）

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書	116	日本文教出版（株）	日文
17	教育出版（株）	教出			

教科名：社会（地図）

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書	46	（株）帝国書院	帝国

教科名：算数

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書	17	教育出版（株）	教出
4	大日本図書（株）	大日本	61	（株）新興出版社啓林館	啓林館
11	学校図書（株）	学図	116	日本文教出版（株）	日文

教科名：理科

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書	17	教育出版（株）	教出
4	大日本図書（株）	大日本	26	（一社）信州教育出版社	信教
11	学校図書（株）	学図	61	（株）新興出版社啓林館	啓林館

教科名：生活

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍(株)	東書	26	(一社)信州教育出版社	信教
4	大日本図書(株)	大日本	38	光村図書出版(株)	光村
11	学校図書(株)	学図	61	(株)新興出版社啓林館	啓林館
17	教育出版(株)	教出			

教科名：音楽

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
17	教育出版(株)	教出	27	(株)教育芸術社	教芸

教科名：図画工作

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
9	開隆堂出版(株)	開隆堂	116	日本文教出版(株)	日文

教科名：家庭

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍(株)	東書	9	開隆堂出版(株)	開隆堂

教科名：体育(保健)

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍(株)	東書	207	(株)文教社	文教社
4	大日本図書(株)	大日本	208	(株)光文書院	光文
50	(株)大修館書店	大修館	224	(株)Gakken	学研

教科名：外国語(英語)

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍(株)	東書	17	教育出版(株)	教出
9	開隆堂出版(株)	開隆堂	38	光村図書出版(株)	光村
15	(株)三省堂	三省堂	61	(株)新興出版社啓林館	啓林館

教科名：特別の教科（道徳）

発行者番号	発行者	発行者略称	発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書	116	日本文教出版（株）	日文
17	教育出版（株）	教出	208	（株）光文書院	光文
38	光村図書出版（株）	光村	224	（株）Gakken	学研

教科名：こくご（特別支援）

こくご☆、こくご☆☆、こくご☆☆☆

発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書

教科名：さんすう（特別支援）

さんすう☆、さんすう☆☆（1）さんすう☆☆（2）、さんすう☆☆☆

発行者番号	発行者	発行者略称
17	教育出版（株）	教出

教科名：せいかつ（特別支援）

せいかつ☆、せいかつ☆☆、せいかつ☆☆☆

発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書

教科名：おんがく（特別支援）

おんがく☆、おんがく☆☆、おんがく☆☆☆

発行者番号	発行者	発行者略称
2	東京書籍（株）	東書

議案第54号

久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例について

久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年8月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正  
する条例

(久喜市教育集会所条例の一部改正)

第1条 久喜市教育集会所条例（平成22年久喜市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条の表久喜市内下集会所の項を削る。

(久喜市教育集会所運営委員会条例の一部改正)

第2条 久喜市教育集会所運営委員会条例（平成22年久喜市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第1条中「野久喜集会所運営委員会」を「教育集会所運営委員会（以下「委員会」という。）」に改め、「及び久喜市内下集会所運営委員会（以下これらを「委員会」という。）」を削る。

第3条第2号中「地区」を「地域の」に改める。

第4条中「久喜市野久喜集会所運営委員会」を「委員会」に、「13人以内とし、久喜市内下集会所運営委員会の委員の定数は、15人」を「17人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「野久喜集会所運営委員会」を「教育集会所運営委員会」に改め、同表内下集会所運営委員会の項を削る。



議案第 55 号

久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市教育集会所条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 8 月 22 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市教育集会所条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「久喜市教育集会所利用許可申請書」を「教育集会所利用許可申請書」に改め、同条第2項中「久喜市教育集会所利用許可書」を「教育集会所利用許可書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

教育集会所利用許可申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

代表者 住 所  
団体名  
氏 名  
電 話

下記のとおり利用したいので申請します。

記

- 1 利用日時 年 月 日  
時 ～ 時
- 2 利用目的
- 3 利用室名
- 4 利用人員 計 人

様式第2号（第3条関係）

教育集会所利用許可書

久 第 号

年 月 日

住 所

団体名

氏 名 様

久喜市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました教育集会所の利用については、  
下記のとおり許可します。

記

1 利用日時 年 月 日

時 ～ 時

2 利用目的 利用許可申請書のとおり

3 利用室名

4 利用人員 計 人

5 利用上の注意

- (1) 集会所の利用前には、施設管理者もしくは鍵管理者に申し出ること。
- (2) 特に火気に注意しながら利用すること。
- (3) 用具類は、元の位置に整理整頓し、集会所内をきれいに清掃すること。
- (4) 集会所内の施錠を確認してから退所すること。
- (5) 退所後は、鍵を速やかに貸出者に届けること。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

議案第56号

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和5年8月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表生涯学習課の項中「野久喜集会所 内下集会所」を「野久喜集会所」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 57 号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和5年8月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫



議案第57号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

**1 教育活動看護支援員**

議案第58号

鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会委員  
の委嘱について

鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会委員について、  
別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和5年8月22日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

**議案第58号 「鷺宮西中学校区における義務教育学校設立準備委員会委員の委嘱について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。**